

令和元年度 第1回人権施策審議会 議事録

2019(令和元)年6月28日(金曜日)

出席委員(6名)

会長	渡 信人	副会長	松本 正敏
委員	萱沼 美香	委員	直江 葉子
委員	原口 一夫	委員	原田 博治

欠席委員(1名)

委員 岩城 和代

説明のため出席した者の職氏名

副市長	横田 昌宏	副市長	柴田 俊一
教育長	長谷川 清孝		
総務部長	吉村 博文	市民部長	清水 万里子
保健福祉部長	野村 哲也	建設産業部長	河北 吉昭
教育部長	青谷 昇	一部事務組合局長	横田 浩一
議会事務局長	渋田 倫男		
経営企画課長	大浦 康志	人事課長	村山 晶教
コミュニティ推進課長	北村 俊明	農林振興課長	牟田口 政和
建設課長	橘 勇治	学校教育課長	浦邊 浩志
生涯学習推進課長	中村 由果	青少年育成課長	桐原 誠
福祉課長	川上 幹夫	介護支援課長	星野 美香
子育て支援課長	足立 英樹	子育て支援課係長	渋田 典子
予防健診課長	長崎 英明	隣保館長	三上 貴司

事務局職員

人権センター課長	森下 早苗	人権センター課長補佐	水野 幸徳
人権教育・啓発係長	小河 浩司		

1. 開会(司会:森下課長)

皆様こんにちは。本日はお忙しい中、人権施策審議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。本日の司会進行を務める、人権センターの森下です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから、令和元年度古賀市人権施策審議会を始めさせていただきます。はじめに、田辺市長があいさつ申し上げます。

2. 市長あいさつ（田辺一城 市長）

本日は、渡会長をはじめ審議会の委員の皆様におかれては、公私ともにお忙しい中、お時間を割いてお集まりいただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。

もう皆様御存じのとおり、2007年に本市人権施策基本指針を定め、以来、毎年、これに基づいて実施計画を策定させていただいています。この実施計画があるおかげで、市役所で全庁的に人権を意識した事業の推進が、毎年充実して図られてきていると認識しており、本市職員の人権感覚の向上という意味においても、非常に重要な実施計画であると考えています。

ただ、この事業が職員の人権意識に影響を与えているわけですが、今後さらに、こうしたことを市民に広げていくということがまだまだ重要であろうと考えているので、そういう意味では、この審議会そして我々が実施計画をつくり続けていくという大きな意義があると考えています。

本日、配布させていただいている本年度実施計画案については、市内でも見直し作業を行い、結果として事業数では、新規事業が10、前年度からの継続事業が46の計56事業になっています。昨年度の53事業から三つ事業が増えた形で今回この計画案を諮問させていただきます。

さまざまな事業がありますが、全体的には、どの事業も個人が尊重されて、だれもが幸福を追求できる、一人ひとりが幸せに生きていくということがまず人権保障の根本であろうと私自身は考えています。そうした中で、来年は、東京オリンピック・パラリンピック、今年も間もなくラグビーワールドカップということで大規模国際大会が日本で、そして福岡でも開催され、多くの外国人が来日します。そうしたことから、多文化共生の視点も、人権をベースとして非常に重要になってくると思っています。

また、部落差別をはじめとして、まだまだ我々がしっかり取り組んでいかなければならない差別もありますし、インターネットの普及における、新たな問題も起きています。そして、男女に限らず性的指向LGBTの皆さんが、しっかりと生き方を保障される社会をつくっていかねばならない。こうした状況がある中で、本日の実施計画案の諮問となりますので、委員の皆様にはよろしくお願い申し上げ、冒頭のあいさつとさせていただきます。

司会（森下課長）

続きまして、渡会長ごあいさつをお願いいたします。

3. 会長あいさつ（渡 信人 会長）

こんにちは。梅雨入りしましたが、委員の方々もそれぞれの分野で大変お忙しい中、審議会にお集まりいただきありがとうございます。

そして、執行部におかれては、公務の大変忙しいなか、ほとんどの幹部職員が出席していただいていることに敬意を表します。

人権施策に関して、審議会としては、市長も述べられたが、平成19年から古賀市では人

権の施策を総合行政として進めていくという視点で取り組まれていることについて、大変敬服いたしております。

私も市役所に身を置いていたことから、よくそのことを感じるわけですが、市の政策が、お役所仕事というように評価されないためにも、いろいろな事業が、人権という視点・切り口で行われていけば、そこには“思い”が入ってくるだろうと思います。そういう意味で、古賀市の施策はすばらしいと思いますし、大変評価されるものだろうと思います。

それだけに、市民の方にもそれが伝わっていきだろうと思っておりしますので、よろしく願いしたいと思っています。

今日は、昨年の計画の評価から、本年度の政策をどのように進めるかという内容について、短い時間ではありますが、審議をさせていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

4. 諮問

司会（森下課長）

ありがとうございました。

それではここで市長から、渡会長に対し古賀市人権施策審議会の設置趣旨に基づき、諮問をさせていただきます。渡会長御起立願います。

市長（田辺一城）

諮問書、古賀市人権施策審議会会長、渡信人様、古賀市長 田辺一城。

古賀市人権施策審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針に基づく令和元年度実施計画案について貴審議会の意見を求めます。

よろしく願います。

司会（森下課長）

ここで市長は公務のために退席させていただきますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

執行部の方は、席の移動を願います。

それではここで、議事に入る前に少し事務局にお時間をいただき、資料の確認等をさせていただきます。

まず、事前に配布しておりました実施計画案は、皆様お持ちでしょうか。

それから、ホッチキス留めにしてあります資料 5 枚。まず、レジュメ、次に別紙 1 の座席表、別紙 2 の字句の訂正について、別紙 3 の昨年度の実施計画から変更のあった事業一覧表、別紙 4 の委員名簿、すべてございますでしょうか。

ほかに 2 枚差しかえ分が配られていると思います。皆さん資料のほうはございますでしょうか。

それでは、訂正カ所について説明させていただきます。別紙 2 をご覧ください。訂正カ所

が、34 ページの子どもの居場所づくり事業について、数字の誤りがあったので、後ほど差し替えをお願いします。それから 50 ページの高齢者在宅生活支援事業の 1 番下のところ、「認」で文章が切れていますが、その続きがありますので、そちらも差し替えをよろしくをお願いします。

次に、本日の審議会の進め方について御説明させていただきます。

昨年度の審議会では、部ごとに前半・後半に分けて、それぞれ 45 分間程度で審議を進めさせていただきましたが、本年度は、委員の自由な発言を保障するとともに、関連した事業に関する質疑にも対応するために、すべての事業を最初から審議対象として進めさせていただきます。

途中、会議開始から 1 時間程度経過したところで 5 分間程度の休憩を挟んでいただき、16 時 50 分をめぐりに各事業に関する質疑を終えていただきたいと思いますと考えております。

その後、施策全般に関する感想や意見交換の時間を若干ですが設けていただき、17 時をめぐりに閉会させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、先に御案内しておりましたとおり、本年度は審議会を 2 回開催する予定にしており、日程についても、7 月 22 日、月曜日で御案内させていただいております。

2 回目の審議会では、答申に盛り込むべき事項などについて御協議をいただきたいと考えております。その点についても、御了承のほどよろしくお願いいたします。

もう 1 点、本日は録音用のマイクを使用させていただいております。操作は事務局のほうで行いますので、赤いランプが点灯してからお話しくださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、ここから渡会長、議事進行よろしくお願いいたします。

5. 議事

会長（渡）

それでは早速、お手元のレジュメに沿って議事を進める。

まず一つ目は、会議の公開及び議事録署名について事務局から説明を願う。

人権センター課長補佐（水野）

会議の公開について、本市におきましては、附属機関等の会議を公開し、審議過程を明らかにすることにより、市の政策形成過程の透明性を高めて開かれた市政の実現をめざすため、原則会議を公開することとしている。

本審議会についても公開することとしたいと考えている。

次に、本審議会の議事録の署名については、特段の規定を定めてないが、委員からの意見等を正確に記録し、今後の市政に生かしていくため、要約筆記による議事録を作成することとしている。

事務局としては、渡会長と松本副会長に議事録署名人となっていただきたいと思います。

以上、会議の公開及び議事録署名人についての本市からの御提案である。

会長（渡）

それでは 1 点目の会議の公開について事務局から提案があったとおり、この会議は公開するというのでよいか。

～異議なしと発言する者あり～

異議がないようなので、本日の会議に、傍聴の申し出があった場合は許可することとする。

2 点目は本会議の議事録署名についてである。この件については、事務局から私、渡と松本委員を御指名なので、そのように取り計らってよいか。

～異議なしと発言する者あり～

それでは、議事録の署名人は、私と松本委員の 2 名とさせていただきます。

ここで事務局にお願いする。議事録の素案ができれば、一度各委員に御覧いただいて、間違いないか確認してほしいと思うので、よろしくお願ひしたい。

次に古賀市人権施策基本指針に基づく令和元年度の実施計画案について、事務局から説明願う。

人権センター課長補佐（水野）

それでは、事前に配付させてもらった実施計画案について、簡単になるが御説明させていただきます。

表紙 1 枚めくっていただき、「はじめに」から 2 ページの「2018（平成 30）年度の実施計画の評価について」までは、各委員の皆様にお読み取りいただきたいと思う。私からは、3 ページ、「2019（令和元）年度の実施計画について」から御説明させていただきます。

本年度の実施計画を策定するに当たっては、昨年度の計画に掲載した事業も含め、あらためて市が行う全事業を対象に見直しを行った。見直しに際しては、一般的な事務事業や、施設の管理を主たる業務とする事業をはじめ、生活保護制度のような、国からの法定受託事務等については、原則的に実施計画には掲載しない方向で検討させていただいた。

また、これまで掲載していなかった事業についても再確認を行い、人権の視点が踏まえられた古賀市独自の施策等については、新たに計画の中に加えていく必要がないかという観点からも検討させていただいた。

その結果、先ほど市長からも話があったが、昨年度の実施計画は 53 の基本事業で構成していたけれども、本年度は 3 つ増えて 56 の基本事業による実施計画案を取りまとめたところである。その中で特に新規事業について御説明させていただきます。

別紙 3 を参照されたい。

21、22 ページでは、外国人の増加に伴う学校における日本語指導講師を派遣する「小・中学校運営管理事務」を追加している。

25、26 ページでは、経済的な理由により就学が困難な児童に対し学ぶ権利を保障するための「小・中学校就学支援事業」を追加している。

33、34、36、42 ページには、青少年育成課が所管する各事業を見直し、市の独自事業に絞って、「青少年健全育成啓発事業」「子どもの居場所づくり事業」「青少年活動支援事業」「乳幼児親子交流事業」を追加している。特に「乳幼児親子交流事業」では、三中学校区に整備された児童館、3館合同での親子交流事業なども開始されているところである。

それから、44 ページでは、子育て支援課の所管事業として、子育て中の育児不安や孤立感の軽減を図るための“IPPO プログラム”を取り入れた「育児力向上事業」を追加している。

最後に、自殺対策基本法に基づき、平成 30 年度末に策定した「古賀市いのち支える自殺対策計画」に沿った取組として、「心の健康づくり啓発事業」を追加している。

詳細についての質疑があれば、担当課のほうから回答させていただくので、よろしく願いしたい。

また、5 ページから 8 ページに記載の体系表についても、この間の社会動向や市の方向性などについて追記しているので、お読み取りをいただければと思う。

以上、簡単ではあるが「2019（令和元）年度の実施計画（案）」について説明を終わる。御審議よろしく願いしたい。

会長（渡）

それでは早速御意見をいただきたいと思う。

去年は、事務局から説明があったとおり、前半・後半に分けて審議を行ったが、今回は分けることなくどの事業からでもよいということである。もっとも、時間も 2 時間という制約があるので、効率的にやりたいと思う。

資料については事前に配付されているので、委員の皆様にはあらかじめ目を通していただいていると思う。ご覧になって、各事業についてももう少し尋ねたい、あるいは全般的な感想などでも結構である。御意見のある方は申し出ていただきたい。

そこで、まず私のほうから、去年の 6 月 21 日に答申書を市長に提出させてもらった。その答申の中で、政策として反映してほしい項目として、6 点提案させてもらっていたので、まずこの点について市のほうから説明をいただければ、効率的な審議ができるのではないかと思う。よろしく願いしたい。

市民部長（清水）

ただいま会長のほうから昨年度の答申書に基づいた取組についてお尋ねがあった。この答申書には、一から六まで意見があったが、最も関連のある部の所管部長から、それぞれ説明させていただく。

まず 1 番目の性的少数者の総称の一つとして使われる、いわゆる LGBT 問題については、近年、社会的に広く認知されてきており、教育や啓発の重要性が高まる中、古賀市における具体的な取組や方向性が明示されていないため、課題を整理された上で施策に反映されたいというような答申であった。

LGBT に代表される性的少数者の人権に関しては、それぞれ正しく理解をして偏見をな

くすこと、多様性を認め合うことが重要であると考えている。

平成 30 年度は、主に啓発に取り組んだ。まず「誰もがその人らしく～LGBT～」と題した DVD 教材を購入し、市内 2 小学校区と玄界環境組合の職員研修において活用し、理解促進に努めた。

また、市の広報紙の人権啓発コーナーでは、今年の 2 月号で、LGBT の基本的知識や子どもたちの悩み苦しみについて、また、一人ひとりができること、そしてだれもがあらひのまままで生きられる社会こそ重要であるという趣旨の特集記事を掲載するとともに、その記事を基に職員研修を行った課が 1 課あった。

さらに、庁内で実施したことではあるが、職員間では、昨年の 11 月にアンケート調査における性別欄についてという通知を出し、原則として市が行うアンケートで、必要のない性別欄は設けないことに改めた。

ここで報告していいかわからないが、今年度の取組としては、パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱について、早期制定をめざして研究を行っているところである。

1 番目については以上である。

総務部長（吉村）

2 番目の個人情報に関する職員研修の件。

個人情報については、当然ながら法を遵守し、取り扱いには十分注意していく必要がある。行政職員に対する研修計画の位置づけの中では特段実施していないが、外部研修において、個人情報の研修に参加させている状況である。

また、個人情報の中でもマイナンバーの取扱いは特に注意を要するため、特定個人情報保護に該当する事務については、法令に基づき、システム上の対策が十分であるか、漏洩、滅失、毀損リスクの対策が十分であるか、従業員に対する教育啓発は実施しているかなどの評価書の提出義務があることから、対象事務ごとの取り扱いの教育や研修を所管部署において個別に実施している状況である。

要支援者に関しては、外部自主防災組織や自治会等に、十分取り扱いに注意いただくよう周知しているが、結果的には紛失等が生じたこともあるので、丁寧な説明と併せて分かりやすいファイルに切り替えるなど、工夫して再発防止に努めているところである。

建設産業部長（河北）

3 点目についてお答えする。障がい者も暮らしやすい古賀市となるよう、具体的な施策等について再検討されたいという意見について、市としても、バリアフリーや点字ブロックの設置に努めているところであるが、平成 30 年度の 10 月、福岡県人権擁護委員連合会・障害者人権委員会から、点字ブロック現状調査票が提出されている。全 6 カ所の指摘のうち、道路に関する 3 カ所について、担当課である建設課にて調査を行っている。1 カ所については、県道部分であったので、福岡県へ報告を行っている。市道については、JR 古賀駅と JR 千鳥駅の 2 カ所のうち、詳細として全 5 件の指摘があり、2 件については既に対応済みであ

る。そのほか2件については、今年度施工予定としている。残る1件については、経過観察としている。以上である。

教育部長（青谷）

それでは答申書の4点目の御指摘に対する取組について説明させていただく。

インターネット等の適正な利用に関する教育及び啓発に関しての具体的・計画的な取組についての記載が見受けられない。児童期からのコミュニケーションのとり方も含め、課題を整理した上で施策に反映されたいという指摘である。

特に、本市においては学校現場、また社会教育のそれぞれの立場で取組を行っているが、この実施計画の中で具体的な施策として、どのように位置付けていくかということについては、今後も整理する必要があると考えているので、引き続き、人権センターと調整を行いながら対応していきたいと思っている。

それでは、平成30年度のインターネット等の適正な利用に関する取組について、簡単に報告させていただく。

本市では、インターネット利用に関わる問題については、深刻ないじめ問題や、犯罪にもつながる大きな課題として捉えている。その中で、小・中学校における特別活動や社会科等で、子どもの年齢段階に応じた指導を行っている。具体的には、人権教育副読本として本市が独自に作成している「命のノート」を活用しながら、自分や他者を大切にする考え方や行動等について指導を行っている。

また、保護者としての責任と役割について理解を深められるよう、すべての学校において、保護者と児童生徒が一緒に学ぶ「情報モラル講演会」を毎年実施しているところである。

次に社会教育の立場からは、家庭教育支援事業の中でメディアに関する講座を実施している。各学校に出向き、インターネットの適正な利用やコミュニケーションの大切さを学ぶというもので、平成30年度においては、古賀東小学校で5年生の児童と保護者、古賀西小学校3年生・4年生の児童と保護者、千鳥小学校3年生・4年生の児童と保護者に対し講座を実施している。

平成30年度は3校での講座実施であったが、平成29年度は6小学校で実施している。

今後、保護者等へのインターネット利用に関する啓発学習活動については、計画的にかつ継続して取り組んでいく必要があると考えている。

保健福祉部長（野村）

答申書の5点目の御指摘に対する取組について説明する。

まず、前段のこれらの未曾有の災害から得られた教訓を古賀市がどう生かしていくのかが見えてこないとの御指摘については、現在、古賀市地域防災計画の見直しを行っている中で、その中でそれらの教訓を生かしていきたいと考えている。

次に、特に災害弱者と言われる高齢者、障がい者、子どもたちなどの命をどう守っていくのかが課題であるとの御指摘について。

災害発生時に家族等の支援が受けられず自力で避難することが困難な高齢者や障がいがある方等については、避難行動要支援者と位置付け、古賀市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害発生時に安全かつ確実に避難ができるよう、地域における情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制づくりに取り組んでいる。具体的には、要支援者の中で要支援者台帳に登録する事について同意いただいた方を台帳に登録して、市と自主防災組織などの支援団体で情報を共有している。

また、避難行動要支援者一人ひとりに対して、民生委員の御協力をいただき、誰が誰をどこに避難支援するという具体的な支援の方法等を示した個別計画を作成し、市と支援団体等で情報を共有している。

こうした取組を通じ、地域力を高め、防災・減災に備えるとともに、災害が発生した際、災害弱者と言われる方々の支援を行っていきたいと考えている。

総務部長（吉村）

6点目の職員人権研修の効果検証等の検討の件。

古賀市では人材育成基本方針に基づき、職員の研修を計画的に実施しているところである。

人権研修に関しては、全職員を対象とした研修を年2回、前期は講義形式で実施し、後期については、各職場においてそれぞれテーマを設定し、グループワークなどを取り入れた人権研修に取り組んでいるところである。また新規採用職員に対する研修や入庁年数によって外部への人権研修に派遣するなど、人権意識の向上に努めている。

効果検証については、研修後のアンケート調査をその都度行っているところ。その中で、研修の所管部署などにより、人権意識の向上につながっていることを確認している状況である。

より踏み込んだ検証策については、効果が具体的に検証できる策が難しい状況ではあるが、他自治体などの検証方法等も研究していきたいと考えている。

会長（渡）

どうもありがとうございました。

各委員におかれては、昨年答申した中身について、市の執行部のほうから説明があった。そのことを含めたところで、順次、実施計画案の施策について、御意見、御質問等お願いしたい。

***** 質 疑 *****

原口委員

昨今、テレビや新聞メディア等でも子どもの虐待の問題が大きく取り上げられていて、それにどう取り組んでいくのかということが問われている。その中で、センセーショナルに虐待した人が捕まった場面などあるが、それ以降、子どもがどうなっていくのかということは、あまり追跡報道がない。実は、多くの子どもたちは元の家に戻っている状況がある。そうな

ると虐待した保護者に対する教育とか、また、家庭に戻さないのであれば、どこかの施設に行くということになるわけだが、大きな心理的なものを抱えている子どもたちをケアするには、福岡県では筑後市に一つしか施設がない。そういった問題は、今後、私たちみんなで考えていかなければならない問題になってくると思う。その中の大きな一つとして、子どもたちが愛されて育つための愛着というようなキーワードがこのごろ出てきているが、社会的養育というか社会で子どもたちを育てていくという概念が出はじめている。そんな時に里親制度についてよく言われているが、隣の福岡市では（里親等委託率が）約 50%に達している。古賀市の施策について読んでみたが、そういった文言が見えないように思うのだが、取り組まれていることがあれば教えていただきたい。

会長（渡）

この事業は、児童権利擁護事業に該当するのではないかと思うが、教育部で回答するか、保健福祉部か。

子育て支援課長（足立）

今回の資料の中では 47 ページに当たるが、児童権利擁護事業ということで、市として取り組んでいる。

虐待を受けた後のフォロー等々というところまでは行き着いていないのが実情ではあるが、子どもたちの虐待については、今、学校現場に我々職員が出向き、直接聞き取りを行ったり、幼稚園や保育園等にも直接出向いて話を聞いたりして、とにかく連携を大事にして、まずは虐待の事実があるのか、あれば、どうやって防ぐのか、また、ひどい場合には児童相談所、もっとひどければ警察等と連携して取り組んでいるところである。

原口委員

今、やられていることはここに書いてあるので分かるが、実際に子どもたちをどこかに保護する必要が生じたとき、施設に行くのか、それとも古賀市に住まれている里親のところにあずけるのかという、さまざまな選択肢がなければいけないと思う。だから、そういう事業として、例えば市民に、里親制度というのが今認知されようとしていることについて、啓発するような事業を今後展開していかなければならないと思うのだが、いかがか。

保健福祉部長（野村）

貴重な御意見ありがとうございます。

先般新聞等でも報じられたように、築後のいずみ園について、定員が実はもう一杯になっていて、2人ほど受け入れられなかったという報道があった。そういう状況から、県のほうも新たな施設をつくるという報道もあっている。そのような中、古賀市でも里親という制度を活用し、そういう子どもたちの受け入れについて、考えていく時期だろうと思っているので、周知啓発については、今後検討し実施していきたいと思う。

原田委員

関連して児童虐待について聞きたいことがあるが、その前に、先ほど説明があった昨年度の答申について、私が幾つか指摘したことが、かなり前進的に回答されて、特に点字ブロック等については大変感謝している。引き続き、別に点字ブロックだけではなくいろいろな障がい者の社会的な障壁・バリアフリーの施策を推進してほしいと思っている。

児童虐待についてだが、少し質問したい。

47 ページの主な事業内容の1について、家庭児童相談支援事業の中身のデータがあるが、要するに相談室に1名の職員を新たに採用し、合計3名の非常勤職員、つまり相談室の相談員はすべて非常勤職員ということか。

それと、その下にあるデータだが、相談件数は、例えば平成28年度と30年度を比較すると、3倍ぐらい増えているが、一方、その上にある相談者数の実人数では、むしろ減っている。これはどういうことを意味しているのか。

全国的な傾向としてこの10年ぐらいで、児童虐待に関する通報相談というのは10倍ぐらいに増えている。一方、相談員は全国的に見ると微々たるものである。対応する児童相談所の職員もそれほど増えていないという状況があるが、古賀市におけるその辺のデータは、どのような相関関係になっているのか。

それと、1番大事なことだが、児童虐待と判断される実例が、この1年間あるいは2年間のうちにあったのかなかったのか。あった場合は、それぞれどういう対応がなされたのかを伺いたい。

子育て支援課長（足立）

まず、3名については非常勤の職員で対応している。

相談者数と相談件数の件については、(当該シートの)下のほうにも記載しているが、システムを導入したことで計算方法を少し変えたため、申し訳ないが29年度と30年度を単純に比較できない状況になっていることについて了承いただきたい。

児童相談所の件については、福岡県が所管しており、古賀市は宗像児童相談所の管轄になる。古賀市が設置しているのは、家庭児童相談室であり、児童相談所ほど職権がない。家庭児童相談室で対応して、どうしても手に負えない事件等がある場合は、児童相談所に支援してもらうこととなる。

虐待については、実際に発生している。その場合には、児童相談所や警察と連携し対応している。

保健福祉部長（野村）

少し補足させてもらう。

まず、職員の関係だが、専門職ということで任期付職員は非常勤で、もちろん係の中に入っているのも、そこには当然事務職の正規の職員の係長もいるし、ほかの職員もいる。

それから、児相との関係だが、基本的にいろいろな権限を持っているのは児相で、古賀市

の家庭児童相談室は、法令上の権限を持っていない。ただ、児相と同じように調査に行ったり、相談を受けたりしているが、権限があるか無いかで大きく違っているというところが1点である。

児相との事案に対するすみ分けという点で言うと、基本的には市のほうが軽微な事案に対応し、深刻な事案については、基本的には児相の方で対応するということになってはいるが、古賀市としては、そのすき間でこぼれ落ちることがないようにしなければならないということは重々理解しているので、重層して両方であたるなど、連携を図りつつ取り組んでいるというのが実情である。

原田委員

実際に合った虐待の事例について、どの程度の深刻さがあったのか、話せる範囲でいいので聞かせてほしいがいかがか。

子育て支援課係長（渋田）

虐待の通告件数から申し上げる。疑いも含むが、30年度の通告件数が65件あった。虐待通告というのは4種類あり、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待の4種類である。通告が多かったのは、目立つというところで身体的虐待が36件と多くなっている。心理的虐待というのは、いわゆるパートナー間・父親、母親を含めて、DVであるとか暴力を見てしまう、それも心理的虐待に当たるため、そういったことも件数としては上がってきているところである。

それから乳幼児、特に自分から発信ができない子どもへのネグレクトということで、養育を放棄している母親等もあり、そのようなケースが15件で、計65件の通告が寄せられているのが現状である。

原田委員

その中には、親子を一時的に離すとといった措置も取られたのか。

子育て支援課係長（渋田）

個人情報でもあるので詳細には話せないが、一時保護というのは実際行っている。

原田委員

今回の野田の事件（小4女兒虐待事件）とか去年の目黒の事件（5歳女兒虐待事件）を見ると、もちろん、被害者に対しては心が痛むが、加害者への対応というのが、児相も含めてだが、私たち人権擁護委員として見ても、なにか歯がゆい感じがする。被害者を救うのが大前提だが、加害者をどう支援するか、実はこの加害者というのは、過去に被害者であった可能性もある。つまり虐待の連鎖が起きているわけで、今この問題はかなり深刻なので、幼い命を救うということももちろん大切だが、加害者へのアプローチについてもいろいろ知恵

を絞ってほしいと思っている。その点はいかがか。

子育て支援課係長（渋田）

一時保護等が、職権を持つ児童相談所の方でなされた場合、例えば、家に帰るまでの間や帰ってからも、児相の職員が加害者である保護者に対し、ペアレント・トレーニングというプログラムを実施しているという実情もある。ただ、言われるとおり児相の体制も人員的に大変厳しいところがあるが、そういった形で、保護者（加害者）に向け何らかの形で改善するようペアレント・トレーニングを行っているのも事実である。

直江委員

今話を聞いて、通報（先）や（相談）窓口などについて、市民に周知していくという活動は、とても大変だろうと思う。それにも関連するが、この計画案を読んで課題に挙がっているものとして、「周知徹底する」という言葉・文言がすごく多い。去年の計画案を読んだときにも「周知していく必要がある」というのが課題であった。今年も周知していくことが課題であるなら、その具体的な取組改革を計画案に反映させてほしいと思った。

特に例を挙げると、23ページの教育部の分（小学校心の相談事業）だが、「要望に応じて保護者へもカウンセリングが行えることを周知していく必要がある」と書いてあるが、これをどう具体的に計画しているのか、大ざっぱでもよいので伺いたい。

学校教育課長（浦邊）

保護者へのカウンセリングの周知については、一つ一つ子どもの状況を学校が掴んだ際に、カウンセリングによる対応もできるということを対象の家庭の保護者にも伝え、1件1件個別に対応している状態で、また、いろいろ相談ができること、そういう機会があることについては、全保護者に対して文書やチラシ等を配布しながら周知している状況である。

直江委員

去年と今年で何か変化があったのか。課題として挙げているということは、それだけでは足りなかったということではないのか。それとも、現状で良いということなのか。

学校教育課長（浦邊）

カウンセリングにつなげていくことによって、教職員等に直接話せない個別の事情などをカウンセラーに相談し、また、それによりその後の対応について学校に対してカウンセラーが情報提供して、より細かな指導につなげていけたことで、課題事案の解消につながった事例は多く見られている。

萱沼委員

全体の体系表に係る話だと思うのだが、近年、孤立化や無縁化が非常に問題になっていて、

子どもたちに対しては、子どもの不登校で対策がなされている。例えば、高齢者に関しては、孤立死につながるような無縁化のところで対策がなされていると思うのだが、ここ最近、時事的事象がいろいろ出ており、8050 問題に係るような現役世代の人たちに対するアプローチについて、この体系表の中に文言としても見つけられなかった。また、具体的な施策の方でも、どれに当たるのか分からなかった。今、国としても“ひきこもり対策”を強化しようとしている中で、古賀市としては、現状をどう捉えていて、どういう施策を検討されているのかを教えてほしいと思う。

保健福祉部長（野村）

いわゆる中高年のひきこもりということだが、新聞等で報じられているように、中高年のひきこもりが60万人時代ということで、かなり全国的にも問題になっているという状況である。それについて古賀市内での数という話になると、現状、正確に把握できていない。

市としても、今のところまだそこまで至っておらず、今回こういう事件が起きて、国が何か動き出したのを見て、取り組んでいかなければならないと考えており、今後の検討課題ととらえている。その程度で申しわけない。

原口委員

つい最近の報道だったと思うが、福岡市の窓口業務として、DVをしている父が戸籍をとる際、それを制限するという記事が新聞に載っていた。なぜそういうことをするのかというと、DVを受けて避難をしているその家族が戸籍を取られると、DVを行っている人に居場所が分かってしまうため、戸籍をつくらない、いわゆる無戸籍の子どもが、日本にはたくさんいるということが最近問題になってきている。ある市町村では、行政の力で10何人そういう子どもがいたことを把握し、それを就学につなげたという報告も聞いているが、古賀市でもひょっとすると、そういう子どもたちがいるかもしれないと思っている。そこで、例えば窓口業務として、そういうDVに関連したような戸籍の取得に制限をかけるということ、今後検討してほしいと思っているが、いかがか。

市民部長（清水）

原口委員が言われた内容の新聞記事を受け、即日、市長の指示があり、市民国保課の方で検討した。また、福岡市にもインタビューを行い、どのような状況かを確認したところ、福岡市では、まだ1件の対応例しかないということだった。ただ、法務省のほうから、それぞれ管轄している法務局に通知は出しているけれども、法務局から古賀市への通知は、まだ届いていないことから、法務局へも確認をしたところである。ただ、制限をしてほしいという申し出があった場合に、法務局へ確認するという対応をとることについては、法務局の方に確認をしているので、そういう対応をとりたいと考えている。

実際、疑念を抱くような戸籍の請求が1件あったが、それについては、法務局に既に確認を取るという作業を行った。最終的には、出して良いとのことだったので出しているが、今

後については、自分の戸籍は出してほしくないという申し出が大切になってくるため、その申し出をどうやってとっていくかということについて、現在検討中である。

原口委員

今国会でさまざまな法案が可決されている。これ（実施計画案）には間に合っていないけれど、皆さんも御承知だと思う。子どもに関わる問題や外国人に関わる問題など、さまざまな人権に関わる問題が、つい1～2週間の間にバタバタとできている。その中で幾つか尋ねたいこともあるが、まだそれへの対応は厳しいだろうと思うので、今日は聞かない。

少し前に出たもので尋ねる。WHOが、ゲームのやり過ぎで日常生活が困難になる“ゲーム障害”を国際疾病として認定するという記事が出ていた。今、子どもたちの間でゲームが盛んに行われて、そこから抜け出せない大人もいる。そういった問題に対して、先ほどインターネットの啓発に関してはあったが、ゲームに関しては、今後そういったものを教育なり啓発なりでやっていく考えがあるか。

教育部長（青谷）

ゲーム障害に関する対応について、特に、青少年のインターネットの活用については、低年齢化しているという実態が確かにある。

そういう状況を踏まえ、総合的にインターネットの利用に関する対応となると、特に大切なのは、保護者への啓発等が必要になってくると思っていることから、今後こういった啓発のあり方が良いかも含めて検討しながら、取組を進めていく必要があると考えている。

松本委員

20ページの「不登校児童生徒学校生活適応支援事業」についての質問。

本市には、適応指導教室“あすなろ”があり、そこで不登校、不登校気味の子どもたちを受け入れている。数日前の新聞に、私立学校の子どもたちの受け入れについての記事が載っており、文部科学省としては、公立私立問わず受け入れようということで、基本的な指導方針は出しているということだが、自治体によっては、私立学校生は受け入れないという、そういった実態があるとのこと。私もその記事を読んで、なぜ私立学校の子どもは受け入れないのかと、率直な疑問持っており、子どもたちがそういった困った状況であれば、すべての子どもたちを、公私立問わずに受け入れるべきだと思う。

そこで、本市の教育委員会においては、そういった私立学校生があすなろを希望した場合、こういった対応をされるのか、その姿勢を聞きたい。

学校教育課長（浦邊）

私立学校の児童生徒からの申し込みは、これまで対応してきた中で実績はないが、私立であれば対応できないということはなく、すべての市民に対して対応できるよう準備している。

直江委員

教育部の方が、16 ページ「小学校学力向上事業」の【平成 30 年に実施した事業】の中で、ゲストティーチャーを学習支援アシスタントに統合すると記載されているが、統合したほうが都合がいいのか。

役割が違うのではないかと私は思ってしまうのだが、いかがか。

長谷川教育長

ゲストティーチャーというか学習支援アシスタントというのは、私が学校教育課長の際に配置した事業で、教職員以外の外部から地域の方に来てもらい、例えば小学校の低学年であれば、“野菜づくり名人さん”という形で地域の方を招いていた。そういう方を従来ゲストティーチャーと呼んでいた。それとあわせて、大学生や地域の方が“赤ペン先生”であるとか、発達障がいのある子どもが急に教室を飛び出すなど、このような児童生徒に対応してもらう方という区分けをしていたが、校長会で話す中で、教室の中で支援をしてもらう方ということで、同じ内容でもあり、謝金の問題もあって、学校支援者という形で統一したということ。こういう方々がゲストティーチャー、こういう方々が学習支援アシスタントという区分けではなく、外部から来ていただいた方をそういう総称で呼ぼうとしたわけで、区切ったわけではなくて、学校長、あるいは学校の先生方が、言葉はちょっと失礼な言い方になるが、活用の仕方が非常に柔軟になって喜ばれているというふうに答えておきたい。

会長（渡）

それでは、ここで 16 時になったので、5 分ほど休憩したいと思う。

16 時 8 分まで、5 分間休憩したいと思う。

***** 休 憩 *****

会長（渡）

それでは、16 時 8 分になったので、会議を再開する。

引き続き御質問、御意見等があれば出していただきたい。

原口委員

県も啓発指針を改訂したので、それと突き合わせながら古賀市の分を見てみた。政策の中のどこかにはあるのだろうが、私が見つめることができなかつただけだと思う。

例えば、県でも今年 3 月、性被害・性暴力に関わる条例ができている。それを受けて古賀市では、どうしようとしているのか。また、例えば、刑を終えて出所した人の人権というような課題もあるが、そういったところはこの（実施計画案）中のどこに記載があるのか。

総務部長（吉村）

出所した人の人権について、保護司会の関係は総務部所管である。冒頭人権センターから説明があったように、実施計画に記載するか否かについては、いずれの市町村でも行っている事業については、原則記載しないという説明があったとおりである。実施計画の中には記載していないが、保護司会の方でその件に関しては取り組んでいただいていると認識している。

原口委員

私は実際に、昨年古賀市がリーパスプラザで行われた研修に参加させてもらった。北九州の野口石油の社長がお越しになり、出所した人を受け入れているという話を、実際に市民向けに講演されるとのことで、私も聞かせてもらおうと思い、受講したので尋ねている。

実施計画の中に記載が無いのはもったいないなと思っている。立派なことをされているなと思っていた。それをもっと市民に広げていくことが、出所した人に再犯させないために市民ができることではないかと思う。どうして記載が無いのか分からない。

市民部長（清水）

保護司の関係で、先ほど総務部長から回答させてもらったが、昨年の研修については、社同推主催の人権セミナーの中で実施した。ご指摘のように、刑を終えて出所した人の人権をテーマにしたもので、さまざまな人権の中の一つとして、セミナーを実施したところである。

原口委員

（実施計画の中に）掲載されてよかったのではないか。どうして割愛されたのか分からなかった。

子育て支援課係長（渋田）

性暴力の関係については、DV 対策事業として 70 ページに記載している。

古賀市では、DV で被害を受けている方への支援として、母子生活支援施設への入所の手続やサポート等を行っているところである。

原口委員

私が尋ねたかったのは、DV ではなくレイプといった性犯罪に関わる被害者をどう救済していくのかということである。

まだそういったところに関する取組ができていないのであれば、それはそれでこれからの課題にしてもらったらと思っている。

直江委員

今度新しく施策として入った、34 ページや 36 ページの地域の教育力というか異年齢の

子どもたちの間での教育力を底上げするという施策について、大変良い施策だと思った。昨年までは記載がなかったが、このようにしっかりと計画を立て、毎年推進してもらえたらと思っている。そこで、ハード面とソフト面がマッチすると、より効果的に進展が図られるのではないかと思ったのが、児童センターの役割というか、今、地域性が薄れていて地域の教育力が落ちている中で、子どもたちの年齢を縦割りにして、子どもたちだけで成長していく、それを保護者がバックアップするというような支援体制を整えるための“核”のようなものをつくってほしいと思う。そういう意味でこの児童センターというのは、とても大きな役割をこれから果たしていくのではないかという感想を持っているので、頑張る施策を考えてほしいと思う。

原口委員

直江委員の意見に関連して、今の話は、子どもの居場所をどうつくっていったらいいのか、社会でどう子どもたちを育てていったらいいのかという意見だろうと思う。それをずっと見ているが、行政施策としてはそれがずっとやられている。一方、全国のいろいろな取組を見たときに、NPOなどの民間が、一緒になって取り組んでいる事例が結構ある。そういった動きが古賀市の中にあるのかないのか。もっと民活していくというか、広くいろいろな人の力を借りながら、子どもの居場所づくりを行っていく、例えば子ども食堂。記載はないと思うが、子ども食堂のような子どもの居場所づくりを行政の力だけでなく、民間の人たちも入れながらどう取り組んでいくのか、そういった考えがあれば教えてほしい。

青少年育成課長（桐原）

児童館と地域の関わりという点でお答えする。児童館については、0歳から18歳までの子どもの居場所である。そして、その施設については、地域の子育ての拠点と謳われている。当然、千鳥児童センターなどでは、千鳥苑を訪問しての異年齢の交流であるとか、また、ししぶ児童センターなどにおいては、地域の方々と非常に盛んな交流などをさせてもらっている。また、36ページに記載の通学合宿などにおいては、まさに地域のボランティアの方などが、主体的に子どもの居場所を、学校や公民館を利用して合宿を行っている。そこには、地域の子どもは地域で育てるという思いの下、集団生活をさせながら子どもたちを登校させるといった、地域の方を巻き込んだ事業なども行われている。こういった児童館というハード部分と地域の方の協力、そういったものを合わせて地域で子どもを育てる取組を深めていきたいと考えている。

原口委員

是非、今日でなくてもよいのだが、社会教育の冊子などを見ると、セーフティネットに関する特集が組まれている。東京都の足立区などでは、非常に厳しい（子どもたちの）状況があるようで、そのような子どもたちをどうやって救うかということで、NPOを活用しながら子どもの居場所づくりを行っているという事例報告がなされているので、ぜひ参考にさ

れ、どうしていくことが子どもの居場所づくりにつながっていくのか、今後また学習して
いてほしいと思う。

青少年育成課長（桐原）

子どもの居場所に係る民間との連携について、古賀市には食品工業団地があり、そのハ
ウス食品という企業から、商品としては流通しないラーメン（うまかっちゃん）を無償で
いただき、児童館の学習室などで勉強する子どもたちの夜食として提供したりしている。

NPO ではないが、地域に所在する企業や、あるいはまた、庭になった野菜などを児童館
に届けてくれる地域の方々もおられる。そういった方々の中で、子どもたちを育てている
ことを報告しておく。

原口委員

そういった時に、その取組をオープンにするのか、クローズにするのかという点について
もぜひ検討してほしい。オープンにすると、本当に届けたい子どもが来ない。クローズにし
て、「この子に来てほしい」というのを、手紙などで働きかけをしながら、“この子”にここ
で食べてもらったり一緒に勉強したりするというような、クローズするやり方もある。それ
とオープンにする方法とどちらが良いのか、合わせて検討してもらえるとよいと思う。

松本委員

51 ページの障がい者相談支援事業について、先ほども意見が出ていた。私たち人権擁護
委員は相談事業にあたっているが、実際の相談内容の中で大人の方のひきこもりに対して、
高齢の両親の方は、40 代ぐらいの子どものひきこもりについての相談や、自律神経とい
うか統合失調症の子どもの大人になり、引きこもっているという相談があり、私たちも相談員
をしていながら非常に深刻に感じている。なかなか解決の道筋というか良いアドバイスが
できず、私たちも悶々としている。そういった中で、ここに書いているように、「咲」や「み
どり」を紹介したり、「あじさいの会」という障がい者のひきこもりの会の保護者の会・親
の会の代表の方につないだりしている。先ほどもやりとりがあったが、こういった大人の引
きこもりや成人した障がい者の方のひきこもりに関して、今後、福祉課としては、一応相談
場所はあるわけだが、もっとこういった方向で施策を充実させていきたいとか、何かそう
いった基本的・具体的な措置はなくても、方針というか思いみたいなものがあれば聞きたい。

福祉課長（川上）

実施計画の中に事業として掲載している、障がいのある方に対しての相談先である、「咲」
であるとか「みどり」については、障害者手帳を持っておられる方からの相談ということで、
ある意味、市としては把握できているが、委員が言われるように、問題なのは、あらゆる制
度の間であって、どこに相談したらいいのかわからない方々の存在で、市としても地域の中
にどういう方がおられるか分からないことから、今、8050 問題であるとか大人の引きこも

りが、全国的に問題になっているのではないかと考える。

福祉課の相談窓口としては、保護係の中に、「どんな困りごとでも結構です」というスタンスで、経済的なことなどいろいろな理由で生活困窮されている方や、障害者手帳は所持されていないけれども、引きこもっておられる方が地域の中におられる、そういう方たちからの相談窓口としては用意しているのだが、なかなか市の方にはつながりにくい状況があることについては、課題であると認識している。

地域の中にあっては、民生委員をはじめ、困り事を抱えてある方など「こういう方がいらっしゃるよ」という情報が寄せられれば、市の方から、アウトリーチという形で対応するわけだが、取っかかりというか、訪問して門を開けてもらう・玄関を開けてもらうことも難しいのだが、手法としては、アウトリーチという形で相談を受けるという“窓口”はある。

委員が言われるように、すべての困った方に働きかけていけるかという点については、課題であると思っている。

萱沼委員

人権に関する啓発ということで、特に現役世代の人が、研修会とかさまざまな講座が行われる中で参加する機会が限られていると思う。確かに 66 ページなどに、企業と連携した啓発ということで、セクハラ・パワハラをはじめとした人権研修が行われている。実際、セクハラは 4 割が企業で行われているというような調査結果もあるようなので、そういう視点のテーマで行われるものは、引き続き実施してほしいと思うが、それに加えて、例えば介護の問題などは、働いている人にとって非常に重要な問題になるので、例えば 50 ページの認知症サポーターの養成について、現状では子どもたちを中心になされているようで、これはとても大事なことだと思うのだが、それとともに、現役で働いている人たちに対して、そういったことを研修する機会を設けることについても、検討してもらえるといいと思う。

介護支援課長（星野）

現在、古賀市として力を入れて取り組んでいるのが、小中学校の子どもたちに対して理解を得ていく。そして、その子どもたちが、家庭で保護者に話すことで支援の和を広げていきたいと考えている。

例えば、企業から依頼があれば、市としてもサポーター養成講座を行うことは可能ではあるが、なかなかそういう状況にないのが現状である。

市民向けにも年に 1 回サポーター講座を行っているが、委員ご指摘のような方々が多数来られるかということ、そうでもないというのが現状で、このことは課題の一つだと考えている。

萱沼委員

介護離職の問題なども絡んでくるので、ぜひ検討していただければと思う。

原口委員

冒頭の文書の中に SDGs・2030 年ということで取り上げている。それが各施策の中のどこに、その達成に向けた努力をしているというような捉え方で落ちていくのか、私は読み取れなかったのだが、古賀市においても SDGs を達成しようとする動きはあると思うのだが、そのあたりのことを少し聞かせてほしい。

人権センター課長補佐（水野）

SDGs に関しては、人権センターではいろいろな機会にそういう話を聞くことが多いため、十分認識はしているつもりだが、市全体としてすべての施策の中に落とし込んでいくというようなところに至るまでには、当然職員それぞれが、そのことに関連する世界的な人権の取組についての共通理解が必要である。そういう意味では、古賀市役所の中でそこまで達していないというのが現状である。これは今後の研修課題と位置づけていかなければならない大きな問題だろうと思っているので、それについては、人権センターと研修を所管している総務部門とも協議しながら、どういう形で職員間の共通理解を図っていくか検討したい。

原口委員

子どもたちに関わるいろいろな事例を見たときに、家庭に介護を必要とする方が居られたとき、その介護を子どもたちが担っている場合、これを“ヤングケアラー”と言う。そういう概念で子どもたちの家庭生活などを見て、実際に子どもたちが家庭の中で介護をやっている実態に関する調査等は、今はまだやられてないと思うが、全国的には、一部の行政でそういう動きがある。

なぜ子どもがいつも宿題を忘れてくるのか、なぜこの課題を持って来ないのか、その背景を探っていったとき、そういう状況にないことが見えてくる。父親や母親が精神疾患であったり、祖父や祖母が寝たきりであったり、食事さえも自分が作らなければいけない、そういう事象が見えてきたとき、学校だけではなく行政とどう連携しながら課題を解決していくか、そういう取組を始めている市町村もある。

一つの間概念ではあるが、“ヤングケアラー”という視点から、ぜひ子どもたちの様子も見てほしいし、行政が行うさまざまな発表会等の際、そのような資料を用意してもらって、それを見てもらえれば、少し進んでいくのではないかと思う。

教育部長（青谷）

貴重な御意見ありがとうございます。

“ヤングケアラー”をはじめ子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境はさまざまであるため、その状況に応じた対応というのは、いろいろな部署間連携を図りながら取り組んでいく必要があると思う。今後の課題とさせていただきます。

保健福祉部長（野村）

正直申し上げて、私は、そういう御指摘に対する認識が無かった。貴重な御意見であるので、今後の施策に生かしていきたいと思う。

古賀市では、いわゆる子どもの貧困対策として、市町村はまだ努力義務までなされておらず、今回の法改正でなされるということになっているが、先んじて昨年度「子どもの未来応援プラン」と題した計画を策定した。その過程でいろいろな調査も行ったので、その調査結果をふまえて今後子どもたちをどう支えていくのか考えながら計画を策定している。

また、その中でも、委員からの指摘も取り入れながら進めていきたいと考える。

直江委員

今の発言については、37 ページの「計画」に記載されていることにも関係しているのか。

「子どもの貧困対策調査等の結果もふまえ、事業に生かせるよう実施していく。」ということか。

保健福祉部長（野村）

そうである。

原田委員

今年度の実施計画の中から外された 8 事業と新規に追加された 10 事業を見ていると、何か、どういうコンセプトがあるのか先ほどから考えているのだが、よくわからないところもある。外されたものの幾つかは、法定受託事業であるとか、利用者や対象者がいないなど記載されているが、あってもいい事業もありそうに思う。逆に新規の方で、外国人絡みの多文化共生ということで、1 とか 2（資料：別紙 3 の番号の引用）とかあるのだろうが、わりと青少年・児童、乳幼児も含めてこの世代の対応がずらっと並んでいる。だから、若年層に力を入れようという基本的な考え方があるのか。そういうわけではなく、たまたまこうなったのか。何かその辺の全体的な考え方があれば伺いたい。

もう一つ、先ほどから気になっているのだが、8050 問題について、あのような悲惨な事件が起きたからこの問題がクローズアップされたという考え方について、私は少し違うのではないかと思っている。事件の因果関係がまだよく分かっていないので、引きこもりだからといって、あまりストレートに結びつけない方がいいと思う。どっちにしても、大人の引きこもりというのが、いろいろな形で今後大きな問題になるのは間違いないだろうし、そのときぜひ一緒に考えてほしいのが、障がい者の問題である。

発達障がいの方たちの中にも、中年期に差し掛かっている人がいる。社会とうまく対応できず、かなり引きこもり状態になっている。一般的な引きこもりとは少し違うのが、障がい者の引きこもりである。それと、障がい者と暮らす親が真剣に悩んでいるのが、自分たちが亡くなった後の子どもたちの問題である。これはとても深刻で、個別の家庭ではとても対応できないのではないかとされているが、やはり地域が支えるしかないと思う。一般的な引

きこもりもそうだし、発達障がいの問題もそうだし、そして一般的なもっと広い障がい者の親なき後の問題、これらは個別の家庭では、とてもじゃないが対応できないと思うので、なるべく早めに、地域的にどうやったらこのような問題にアプローチできるか、すぐに答は出ないと思うが、早急に検討を始めて、福岡市は所帯が多すぎてなかなか動きがとりにくいが、古賀市ぐらいの人口規模なら、かえってやりやすいのではないかと思う。ぜひモデル的な何か良い方法を検討し、実行してほしい。

人権センター課長補佐（水野）

実施計画から外した事業と追加した事業については、先ほど説明させてもらったが、一般的な事務事業であるとか、施設管理といった、古賀市の独自事業から外れる事業、それと、法定受託事務のような、どこの自治体でも同じような基準で行われている事業については外している。また、ボリュームの関係で、古賀市では、いわゆる基本事業の数が 300 から 400 ほどあり、その中には、委員から見ると、基本的人権に関連する事業というものも、事業名称から見るとたくさんある。これをすべてシートにまとめると、相当なボリュームの資料になる。本実施計画を所管する人権センターとしては、委員に審議していただく量・ボリュームとしては、50 から 60 ぐらいの事業数が良いのではないかと考えている。その中で特に、人権を据えた事業をピックアップして、できるだけ市民の目にも触れるように、PR にもなるように策定したいというのが基本的な考え方である。そういったこともふまえ、今回外した事業や追加した事業については、各セクション・部単位ですべての事業の見直しを行った。その際、幾つまでに抑えてくれとか、幾つまでならいいというような制約は一切設けていない。それぞれの部の中で、それぞれの事業を再検証してもらい、外れたものと新規に追加する事業が結果として出され、それを取りまとめたものが今回の実施計画案であるということである。

委員御指摘のとおり、本来、コンセプトがあったり方向性があったりする方が分かりやすいと思うが、数百ある事業の中からそれをピックアップすると、ボリュームが相当厚くなる可能性もあるため、その辺は各部の方である程度取捨選択をしてもらい、今回取りまとめさせてもらったわけである。

保健福祉部長（野村）

地域で障がい者を見守っていくというご意見について、古賀市で具体的に何ができているかという、現段階ではその具体策というのは、なかなか見出せていないというのが現状である。ただ、将来的な方向性としては、現在、地域包括ケアシステムという中で、高齢者を中心に地域で尊厳を持って生活してもらうための体制整備に取り組んでいるところである。

国も同じような方向性を示しているが、今後は高齢者だけではなくて、障がいのある方やいろいろ困りごとを持たれた方についても、地域包括ケアシステムの中でやっていくということが 1 番効率的・効果的にできるのではないかと考えているので、その中で障がいの

ある方についても尊厳を持って生きていけるように支援をしていきたいと、中長期的には思っているところである。

松本委員

48 ページの高齢者社会参画支援事業、高齢者外出促進事業について意見を述べたい。

非常に良い事業だと思っている。私は、西校区コミュニティ運営協議会の役員をしているが、7月14日の“ハマボウまつり”も、9月1日の笑顔のつどいも対象にしてもらっている。また、明日の男女共同参画セミナーも対象にもらっているが、この効果というか、参加者が増えるという効果があり、現に参加者も増えているし、高齢者の健康増進というか“幸せを感じる”、そのような事業としてはとても良いアイデアだと感じている。明日の分もそうだが、講演内容なども良く、昨年、一昨年だったか、アナウンサーを講師に、共働き世帯の男女が役割分担しながら子育てをしていくという、とても良い講演内容だった。

笑顔のつどいもそうだが、そういった市民が集まるつどいの場は、一般的に高齢者が多い。若い世代にもっと参加してもらいたいということは、この（実施計画）中にも書かれていると思うし、そのようなことを企画する課でも「本当はもっと子育て中の方に来てもらえると“バッチリ”なんだけど」というようなことは、アンケート結果などから反省点として出てくる。

西校区コミュニティでハマボウまつりの話をしていた際、役員の方が、「とってもいいことだけど、高齢者という文言を外したらどうかなあ」とポツリと呟かれた。この施策の目的は十分理解しているが、これを一般の外出促進事業にして、若い世代の方とかファミリー層などにも、例えば、いろいろなイベントなどに参加すればシールを張ってもらい、小さな幸せですが、幸せを実感するというか、古賀市のよさとして、地域の活性化や家族の絆を深めるということにつながれば良いのではないかと思いながら、私も話を聞いていた。

そういったものを（対象者の制約）外せば目的がなくなってしまうのかどうか、その辺について市の考えを聞きたい。

介護支援課長（星野）

御提案としてはもっともだと思う。この事業が始まったことで、高齢者の方々が外に出る機会になっていると感じている。実は、今聞きながら難しいと思っていたのが、高齢者の介護予防ということで、一般施策ではなく高齢者施策であり、予算等についても高齢者の方の介護保険の保険料などに基づいて行っている事業である。そのため、景品やハンドブックに係る経費もそこから出しているため、対象年齢の制約はある。

もしこれを全市民に広げていこうということであれば、費用的な面で介護保険の財源だけではできなくなるため、市全体として考えなければならないことから、御要望として受け止めさせてもらう。

松本委員

もし高齢者という文言を外すとしたら、生涯学習推進課の課長はどう考えるか。

生涯学習推進課長（中村）

介護予防と生涯学習というものは、切っても切り離せないことだと思っている。超高齢社会を迎え“人生 100 年時代”ということから、若年のうちから介護予防をスタートさせるというような啓発も必要になってくると思われるため、これから先はそういったことも含めて検討していかなければならないのではと考えてはいる。

会長（渡）

福祉課長はいかが考えるか。

市民交流というか、地域福祉を推進するという観点から、高齢者という制約を外すっていうことについて（どう考えるか）。

福祉課長（川上）

昨年度、社会福祉協議会と地域福祉計画並びに地域福祉活動計画を策定したところである。地域でさまざまな活動をされている方や地域の役員を担っておられる方は、ほとんどメンバーがかぶっていることが多い中、さまざまな形で福祉会活動であるとか、地域住民が主体となって取り組まれていることもあると思っている。そこに社会福祉協議会が、地域福祉の推進ということで、地域福祉の担い手として関わっていただいていると認識している。

福祉課としても、そこはタイアップしながら、地域の中でのさまざまな活動をサポートしていきたいと思っているところである。

直江委員

高齢者外出促進事業で、私たちの“星の子文庫”も、今度7月5日に七夕会をするが、これもリストに加えてもらっている。はじめその話が出たとき、ある程度子ども向けのもののように考えていたのだが、だんだんお母さん方になり、おじいちゃんおばあちゃんになり、もっと広げたら子どもたちにもいいけれど高齢者の方にも楽しんでもらえる機会が増えたのではないかと、そうすると会場に入りきれないような人員になってしまうので、どこで切るかというような問題も出てきている。私たちは、若い方から高齢化に向かっていたのだが、その逆もあるのかなというように、松本先生の話をもとに思った。ただ、そのようにして地域のみんながというか地域住民が1カ所に集まって、同じようなもの・文化の共有もできるという、とても良い機会だと思うのだが、団体や事業内容を選別するという課題が出てくると思う。声をかけてもらったら“頑張ろう”という気にもなるので、またよろしくお願ひしたい。

萱沼委員

今の件に関連して、先ほど福祉課長からも、社協が地域福祉づくりではこれまでずっと地域の中で携わってこられたという話もあったが、例えば、某市ではそういった活動を公民館が行って、そこでボランティアポイントではないのだが、シールを貼るような手帳をつくって活動されているところもあるので、さまざまな主体が担うことができるのではないかと、皆さんの話を聞いて思ったので、いろいろ検討してもらえればよいのかと思う。

会長（渡）

まだたくさん御意見があるだろうと思うが、それぞれからの意見・質問等については、この辺で終わらせてもらい、これからの時間は、本日の審議会全体を通しての感想や人権施策全般に関する意見があれば出してほしい。

原口委員

いろいろ発言させてもらったが、基本的には、ここ（実施計画）に書いてあることは非常に素晴らしい内容だと思っている。その上で、あえて言わせていただいた。本当にどこに出してもおかしくない内容で、特に古賀市独自の施策がたくさん盛り込まれている中身であり、素晴らしいと思いながら読ませてもらった。

先ほど原田委員の方から話があった。このコンセプトは何かと考えながら読んでいくとき、恐らく、例えば、職員研修なども工夫され、冊子もつくっていろいろ取り組んでいるという話も聞いているが、今、どこの職場でも、また、社会もそうなのかもしれないが、世代間をどうつないでいくかという大きな課題があるのではないかと考えている。行政もそうだし、地域社会もそうなのではないか。そんな時に、地域を担っていく人たち、つまり核になっていく人たちをどう育てていくのかというところが、少し見えてくるといいのではないかと思う。リーダー論ではないけれど、それぞれの分野を担ってもらう市民の皆さんを、こんな風に育てていこうと思っているというようなところが出てくると、もっと良くなるのではないかと思いながら読んだ。

中身としては非常に優れているので、言わなくても良かったのだろうが、たくさん意見を言わせてもらい申し訳なかった。

萱沼委員

私も（原口委員と）同じような意見だが、やはり人権の意識というのは、市民一人ひとりの問題であり、そのうえでの地域づくりというのが、今、地方行政の中で非常に重要視されている。そういう地域の皆さんの中で、どうやって一人ひとりが人権というものを考え、実際に自分事として実生活につなげていくかということに、具体的につながるような施策を実践してもらえれば良いのではないかと考えている。

直江委員

行政としては、その方向性の核になって進めていってほしいという希望もある。具体的な手立てがなくてもいいので、どういうふうに進めていくのかということ、夢を持った、あるいは「こういう抱負でこういうふうにつくりたいと思う。」というようなことを示してもらえると、私たちもまた頑張ろうという気になるし、「こういうふうにアプローチしていこう」という気持ちになるのではないかと思う。

この部屋の中だけで審議するのではなく、もう少し市民に向けても発信していいのではないかと思った。

原田委員

去年も言った記憶があるが、この古賀市の人権施策の基本計画というのは、どこの自治体もそう簡単には真似できないぐらいレベルの高いものだろうと、私は高く評価している。大事なことは、トップが人権についてどう考えるか、そのスタンスで行政というのは随分変わってくる。今度市長が替わられたが、今回の案を見ている限りで、従来の方針が大きく変わったようには見えないし、発展的に継続しているのかと思っている。ただ、替わることで変えたほうがいいのかもある。新しい視点で新しい取組を進めていったほうがいいのかもある。替わられて間もないので、直ちに「何かしろ」と私が言う立場にもないのだが、従来と違う視点で、積極的に人権施策の推進のために取り組んでいただきたいというふうに、本人を前に言いたかったが、(審議会が)終わった後ぜひ伝えてほしい。

松本委員

私も古賀市民の1人だが、古賀市は、教育・福祉が非常に充実していて、安心して住める街であり、住んで30数年になるが、自分はいいところに定住しているなあと実感している。

昨年度まで、いろいろ各学校の部落問題学習の指導に行かせてもらい、高知県の長浜で起こった教科書無償の運動を展開している学校がいくつかあって、その中で、この運動が古賀市でも脈々と引き継がれてきているということ、学校教育課が学人研と共同で編さんしている「夢をあきらめないで」というパンフレットを例に最後に紹介した。実は教科書無償の運動の思いが、古賀市では就学支援事業として引き継がれていることを、入学支度金や制服のリユースなどを例に話をした。過去の問題ではなく、古賀市のこういった人権施策が、子どもたちの進路保障という面での条件整備であり、夢をあきらめないという学力保障につながっているのだということ、先生方にはぜひ頑張ってほしいと伝えている。

就労保障についても、無料職業紹介所の記載があった。これも就労保障の思いが引き継がれてきた結果かと思う。先日、生涯学習推進課の係長と話したら、こういった職業紹介所が、福岡県には4か所しかないということである。福岡市、北九州市、古賀市そして浮羽市が昨年度から始められたと聞いて、非常に素晴らしいと思っている。

児童館についても、人口6万しかない小さな古賀市で、児童館を三つもオープンしている。こんな街は他にはない。私も近隣の児童館の視察によく行くが、福津市が4年ぐらい

前にオープンしたし、粕屋町の児童館が3年前にオープンしたが、古賀市の場合三中学校区すべてで整備され、子どもの居場所があるという点で、教育・福祉の充実が進んでいる街だと思っている。

福祉事業についても、高齢者外出促進事業では、私も65歳になったのでパンフレットをもらい、シールを貼って何か商品を得ようと思い、いろいろなところに行っているが、まだ少し足りなくて目標が達成できていないのだが、とてもいいなと思っている。

最後になるが、やはり組織というところを考えると、すべての組織が人権施策に関わっている、いわゆる人権総合施策というのか、これはほんとうに古賀市の素晴らしいところだと思う。また、それを支える職員の人権感覚をどの部署でも磨いており、研修も行われている。そういったところも大切だと思う。

ただ、人権総合施策と言いながらも、それをリードしていく“核”となるというか、リーダーシップというのが必要だと思う。そういう意味で、総合政策ではあるが、リーダーシップを取っていく部署として、人権センターの役割も大きいと思うので、今後の人権センターにおけるリーダーシップを、ぜひ充実させてほしいと思っている。

会長（渡）

若干時間を過ぎたが、委員の皆さんの人権感覚の凄さというところから、今日は貴重な意見等が多く出されたと思う。その意味では、執行部の方は大変だということを持っておられるだろうが、やはりある意味、市役所は市民によってつくられるというところがあるので、今日の意見を大事にして、これからの施策の執行に当たってほしいと思っている。

これにて、本日の審議会を終えたいと思うが、答申について事務局から説明願う。

人権センター課長補佐（水野）

本日の御審議、まことにありがとうございました。

答申については、冒頭説明したとおり、昨年までは審議会を1回しか開催できず、委員各位には答申の作成のための十分な審議時間を保障できなかったことを本市の課題として受けとめていた。そこで本年度は、先に案内のとおり、7月22日15時から、第2回目の審議会を開催させてもらい、そこで、事前に配付する予定にしている議事録や本市が作成する、答申文のたたき台程度になると思うが、それを基に最終的な答申書の作成のための時間を確保したいと考えている。

22日の審議会が出された意見を参考に、改めて答申案をこちらのほうで取りまとめさせてもらった後、最終的な確認については、昨年同様渡会長の方に一任いただければと事務局としては考えている。

渡会長の了解をもらった後に、答申の確定版を改めて各委員に届けたいと思っている。

なお、確定した答申については、昨年同様会長と市長の日程を調整させてもらい、双方面談の上で、会長から市長へ渡していただきたいと考えている。その際は、昨年同様、各委員にもぜひ同席してほしいと思っている。日程等が決まり次第連絡するので、どうかよろしく

お願いしたい。

事務局のほうからは以上である。

会長（渡）

答申について、ただいま事務局のほうから提案があったが、皆さんいかがか。

よろしいか。

～異議なしと発言する者あり～

それでは、事務局提案のとおり、来る7月22日に再度集まっていただき、答申の内容について協議したいと思う。そこで出された意見等を踏まえ、事務局が作成する答申案の最終確認は、大変恐縮ではあるが、私に一任させていただいてよいか。

～異議なしと発言する者あり～

それでは、そのようにさせていただく。

最後に④のその他として、皆様のほうから何かあるか。事務局のほうからでも結構だが。

～特に意見無し～

それでは、これをもって令和元年度第1回古賀市人権施策審議会の議事をすべて終了する。

委員の皆様、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

人権センター課長（森下）

渡会長におかれては、スムーズな議事進行ありがとうございました。

活発な意見を非常にたくさん出してもらったと思っている。

また、委員の皆様におかれても、熱心な御審議本当にありがとうございました。

お褒めの言葉もたくさんいただいたし、新たな視点での検討事項も多くあったので、これからやるべきことが少し見えたような気がしている。

最後になるが、副市長の横田が、閉会のごあいさつを申し上げる。

横田副市長

本日はどうもありがとうございました。

今、課長も申したように、審議会の中では、貴重な意見もたくさん賜ったし、また、最後のまとめの段階では、お褒めの言葉も頂戴したような次第で、私ども職員もいろいろと頑張っているの、励みになるかと思う。

また、実施計画に書ききれていない事業や上手く文章表現しきれなかった思いなど、そういったものもたくさん含まれている。今日の審議の中では、その辺まで踏まえた暖かい御指導もいただいておりますので、今後、私どもは、本日いただいた意見を参考に、また新たに一步踏み出していきたいと思う。よろしくお願いしたい。

本日はどうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

2019（令和元）年 月 日

議事録署名人

議事録署名人